

「Q&A 収益認識の開示に関する基本論点」の解説

日本公認会計士協会
会計制度委員会
収益認識課題検討専門委員会

「Q&A 収益認識の開示に関する基本論点」について

「Q&A 収益認識の開示に関する基本論点」では、「収益認識に関する会計基準」の開示（表示及び注記事項）に関する理解を深めることを目的として、以下のような基礎的な論点について、ポイント、開示イメージ及び金融庁からの令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた留意事項等を含めて、Q&A形式で解説しています。

		内 容	質 問
表 示		Q1 損益計算書	顧客との契約から生じる収益は、どのような科目で損益計算書に表示しますか
		Q2 損益計算書（重要な金融要素）	顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、当該重要な金融要素は損益計算書においてどのように表示しますか
		Q3 貸借対照表	契約資産、顧客との契約から生じた債権又は契約負債は、どのような科目で貸借対照表に表示しますか
注 記	収益を理解するための基礎となる情報	Q4 重要な会計方針	重要な会計方針には、何を記載しますか
		Q5 収益認識に関する注記	収益認識に関する注記は、何を目的としてどのような項目を開示しますか
		Q6 収益の分解情報	収益の分解情報として、収益をどのように分解して情報を開示しますか
		Q7 契約及び履行義務に関する情報	収益を理解するための基礎となる情報として、契約及び履行義務に関する情報をどのように開示しますか
事 項	当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報	Q8 取引価格の算定に関する情報	収益を理解するための基礎となる情報として、取引価格の算定に関する情報をどのように開示しますか
		Q9 履行義務への配分額の算定に関する情報	収益を理解するための基礎となる情報として、履行義務への配分額の算定に関する情報をどのように開示しますか
		Q10 履行義務の充足時点に関する情報	収益を理解するための基礎となる情報として、履行義務の充足時点に関する情報をどのように開示しますか
		Q11 契約資産及び契約負債の残高等	当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報として、契約資産及び契約負債の残高等に関する情報をどのように開示しますか
		Q12 残存履行義務に配分した取引価格	当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報として、残存履行義務に配分した取引価格の注記をどのように開示しますか
		Q13 残存履行義務に配分した取引価格（実務上の便法）	残存履行義務に配分した取引価格の注記については、どのような実務上の便法が認められていますか

目次/凡例

(目次)

本研修資料は、「Q&A 収益認識の開示に関する基本論点」をもとに、一部の順序を入れ替えて作成しております。

本研修資料の構成		Q&A	スライド
1	損益計算書	Q1	4
2	損益計算書（重要な金融要素）	Q2	5
3	貸借対照表	Q3	6
4	重要な会計方針	Q4	12
5	収益認識に関する注記	Q5	17
6	契約及び履行義務に関する情報	Q7	22
7	履行義務の充足時点に関する情報	Q10	32
8	収益の分解情報	Q6	38
9	取引価格の算定に関する情報	Q8	45
10	履行義務への配分額の算定に関する情報	Q9	48
11	契約資産及び契約負債の残高等	Q11	50
12	残存履行義務に配分した取引価格	Q12	56
13	残存履行義務に配分した取引価格（実務上の便法）	Q13	60

(凡例)

会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（2020年3月31日）
適用指針	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（2021年3月26日）
収益基準	「会計基準」及び「適用指針」
セグメント情報等会計基準	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（2010年6月30日）

1. 損益計算書 (Q&A1)

損益計算書の表示

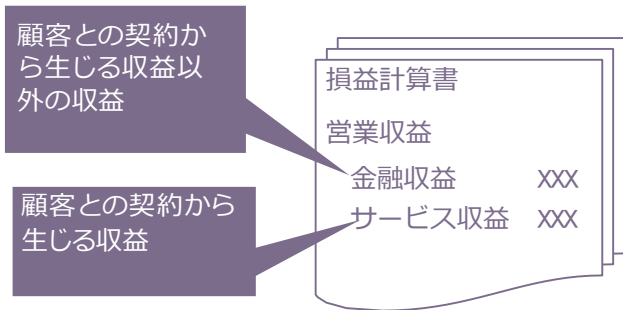
「顧客との契約から生じる収益」については、例えば、売上高、売上収益、営業収益等として表示します。

(会計基準第78-2項、適用指針第104-2項)

顧客との契約から生じる収益を、適切な科目をもって損益計算書に表示します。なお、顧客との契約から生じる収益については、それ以外の収益と区分して損益計算書に表示するか、又は両者を区分して損益計算書に表示しない場合には、顧客との契約から生じる収益の額を注記します。ここで、「顧客との契約から生じる収益」は、会計基準第3項に掲げる以下の7項目を除く顧客との契約から生じる収益を指します。

開示イメージ

(1) 顧客との契約から生じる収益とそれ以外の収益を区分して損益計算書に表示する方法



(2) 顧客との契約から生じる収益とそれ以外の収益を合算して損益計算書に表示した上で、顧客との契約から生じる収益の金額を注記する方法



収益基準は、次の①から⑦を除き、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示に適用される。

- ①企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引
- ②企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引
- ③保険法（平成20年法律第56号）における定義を満たす保険契約
- ④顧客又は潜在的な顧客への販売を容易にするために行われる同業他社との商品又は製品の交換取引（例えば、2つの企業の間で、異なる場所における顧客からの需要を適時に満たすために商品又は製品を交換する契約）
- ⑤金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料
- ⑥日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第15号「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」の対象となる不動産（不動産信託受益権を含む。）の譲渡
- ⑦資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）における定義を満たす暗号資産及び金融商品取引法（昭和23年法律第25号）における定義を満たす電子記録移転権利に関連する取引

2. 損益計算書(重要な金融要素) (Q&A2)

重要な金融要素の表示

顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響（受取利息又は支払利息）を損益計算書において区分して表示します（会計基準第56項、第78-3項）。

収益基準では、国際的な比較可能性等を考慮し、金融要素が含まれる場合の取扱いについて、IFRS第15号と同様の処理を行うこととしていること、また、損益計算書上、顧客との契約から生じる収益に金融要素の影響を含めて計上して当該影響を注記する場合には、財務諸表本表における国際的な比較可能性が損なわれる可能性があると考えられることから、損益計算書上、顧客との契約から生じる収益と金融要素の影響を区分して表示することとされています。区分処理することとした金融要素の影響の表示については、その表示又は注記の方法を定めていないことから、他の金融要素の影響（受取利息又は支払利息）と合算して表示すること、また合算して表示した場合において追加の注記をしないことは妨げられないと考えられます（会計基準第157項）。

開示イメージ

（顧客との契約に重要な金融要素が含まれており、約束した財又はサービスが顧客に移転した後に支払を受けるケース）

損益計算書	
サービス収益	XXX
営業外収益	
受取利息	XXX

- ・顧客との契約から生じる収益と区分して表示する。
- ・他の金融要素の影響と合算して表示できる。その場合、追加の注記をしないことは妨げられない。

3. 貸借対照表① (Q&A3)

貸借対照表の表示

次のような適切な科目をもって貸借対照表に表示します。

- ・「契約資産」については、例えば、契約資産、工事未収入金等として表示します。
- ・「顧客との契約から生じた債権」については、例えば、売掛金、営業債権等として表示します。
- ・「契約負債」については、例えば、契約負債、前受金等として表示します。

(適用指針第104-3項)

3. 貸借対照表②

用語の定義（会計基準第10項から第12項）

(1) 「契約資産」とは、企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利（ただし、顧客との契約から生じた債権を除く。）

(2) 「顧客との契約から生じた債権」とは、企業が顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利のうち無条件のもの（すなわち、対価に対する法的な請求権）

(3) 「契約負債」とは、財又はサービスを顧客に移転する企業の義務に対して、企業が顧客から対価を受け取ったもの又は対価を受け取る期限が到来しているもの

契約資産と顧客との契約から生じた債権の関係

対価に対する企業の権利が無条件であるとは、当該対価を受け取る期限が到来する前に必要となるのが時の経過のみであるものを言います。したがって、例えば、受け取る対価に対する現在の権利を有している場合には、当該金額が将来において返金の対象となる可能性があるとしても、顧客との契約から生じた債権を認識します（適用指針[設例28]）。

対価に対する無条件の権利は、通常、履行義務を充足して顧客に請求した時に生じます。ただし、顧客への支払の請求は企業が対価に対する無条件の権利を有することを示すものではなく、対価を受け取る期限が到来した時に対価に対する無条件の権利を有する場合があります（会計基準第150項、適用指針[設例27]）。

3. 貸借対照表③

適用指針[設例27] 履行により契約資産が認識される場合

1. 前提条件

- (1) A社がB社（顧客）に製品X及び製品Yを合わせて1,000千円で販売する契約を締結した。当該契約では、まず製品Xを引渡し、製品Xの引渡しに対する支払は製品Yの引渡しを条件とすると定められている。すなわち、1,000千円の対価は、A社が製品Xと製品Yの両方をB社に移転した後にはじめて支払われる。したがって、A社は、製品Xと製品Yの両方が顧客に移転されるまで、対価に対する無条件の権利（顧客との契約から生じた債権）を有さない（会計基準第79項）。
- (2) A社は、製品Xと製品Yを移転する約束のそれぞれを履行義務として識別し、両者の独立販売価格に基づいて、製品Xを移転する履行義務に400千円、製品Yを移転する履行義務に600千円を配分する。A社は、製品に対する支配がB社に移転する時に、それぞれの履行義務について収益を認識する。

2. 会計処理

(1) 製品Xの移転時 （単位：千円）

(借)契約資産400 (貸)売上高400

(2) 製品Yの移転時 （単位：千円）

(借)売掛金1,000 (貸)契約資産400

売上高 600

3. 貸借対照表④

適用指針[設例28] 履行により顧客との契約から生じた債権が認識される場合

1. 前提条件

- (1) A社は、製品をB社（顧客）に1個当たり150千円で販売する契約をB社と締結する。契約上、B社が一定の期間内に30個超の製品を購入する場合には、単価を1個当たり125千円に遡及的に減額することが定められている。
- (2) 製品に対する支配がB社に移転する時に、B社に支払義務が発生する。したがって、A社は、遡及的な減額が適用される前まで（すなわち、31個の購入前まで）は、1個当たり150千円の対価に対する無条件の権利（すなわち、顧客との契約から生じた債権）を有している。
- (3) 取引価格を算定する際に、A社は、契約における取引開始日にB社が一定の期間内に30個超の製品を購入するであろうと見込み、したがって、取引価格は1個当たり125千円であると見積る。

2. 会計処理

製品6個の移転時 （単位：千円）

(借)売掛金900 (貸)売上高 750

返金負債150

返金負債は、購入数量に基づくリベートとしてB社に提供されると予想される1個当たり25千円の返金（すなわち、契約に基づきA社が無条件の権利として有している150千円と算定された取引価格125千円との差額）を表す（会計基準第53項、第150項）。

3. 貸借対照表⑤

- 契約資産及び顧客との契約から生じた債権は、適切な科目をもって次のいずれかの方法により貸借対照表に表示します（会計基準第79項）。

(1) 契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、貸借対照表に他の資産と区分して表示

(2) 左記 (1) 以外の場合、契約資産と顧客との契約から生じた債権それぞれの残高を注記

- 契約負債は、適切な科目をもって次のいずれかの方法により貸借対照表に表示します（会計基準第79項）。

(1) 貸借対照表において他の負債と区分して表示

(2) 左記 (1) 以外の場合、契約負債の残高を注記

- 契約資産と契約負債の相殺

契約の中の残存する権利及び義務は、契約資産又は契約負債のいずれかとして、純額で表示します。ここで、個々の契約から生じた契約資産と契約負債は純額で表示するものの、その結果として認識された複数の契約から生じた契約資産と契約負債は貸借対照表において相殺して表示しません（会計基準第150-2項）。

3. 貸借対照表⑥

開示イメージ

契約資産として「契約資産」、顧客との契約から生じた債権として「受取手形」又は「売掛金」、契約負債として「契約負債」が適切な科目である場合

①契約資産及び顧客との契約から生じた債権

契約資産と顧客との契約から生じた債権を合算して表示した上で、それぞれの残高を注記する方法

貸借対照表(流動資産)	
売掛金等	XXX

注記事項	
売掛金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりである。	
当連結会計年度 (○ 年3月31日)	
受取手形	XXX
売掛金	XXX
契約資産	XXX

②契約負債

契約負債を他の負債と合算して表示した上で、契約負債の残高を注記する方法

貸借対照表(流動負債)	
その他	XXX

注記事項	
その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりである。	
当連結会計年度 (○ 年3月31日)	
契約負債	XXX

4. 重要な会計方針① (Q&A4)

1. 重要な会計方針

顧客との契約から生じる収益に関する重要な会計方針として、次の事項を注記します。

- ・企業の主要な事業における主な履行義務の内容
- ・企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

上記以外にも、重要な会計方針に含まれると判断した内容については、重要な会計方針として注記します。

(会計基準第80-2、第80-3項)

収益基準においては、「企業の主要な事業における主な履行義務の内容」及び「企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）」について、会計方針に含めて記載することにより、財務諸表利用者の収益に対する理解可能性を高めるために最も有用となると考えられるため、それらについて重要な会計方針として注記することとされています。ただし、重要な会計方針として注記する内容は、上記の二つの項目に限定することを意図して定めているものではなく、これら二つの項目以外にも、重要な会計方針に含まれると判断した内容については、重要な会計方針として注記することとされています（会計基準第163項、第164項）。

4. 重要な会計方針②

1 重要な会計方針の注記と収益認識に関する注記の関係

収益認識に関する注記においても、収益を理解するための基礎となる情報として、契約及び履行義務に関する情報や履行義務の充足時点に関する情報を注記することが求められています。

ただし、重要な会計方針として注記している内容は、収益認識に関する注記として記載しないことができるとされています（会計基準第80-4項、第80-5項、第80-8項、第80-12項）。

重要な会計方針

- ・企業の主要な事業における主な履行義務の内容
- ・企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

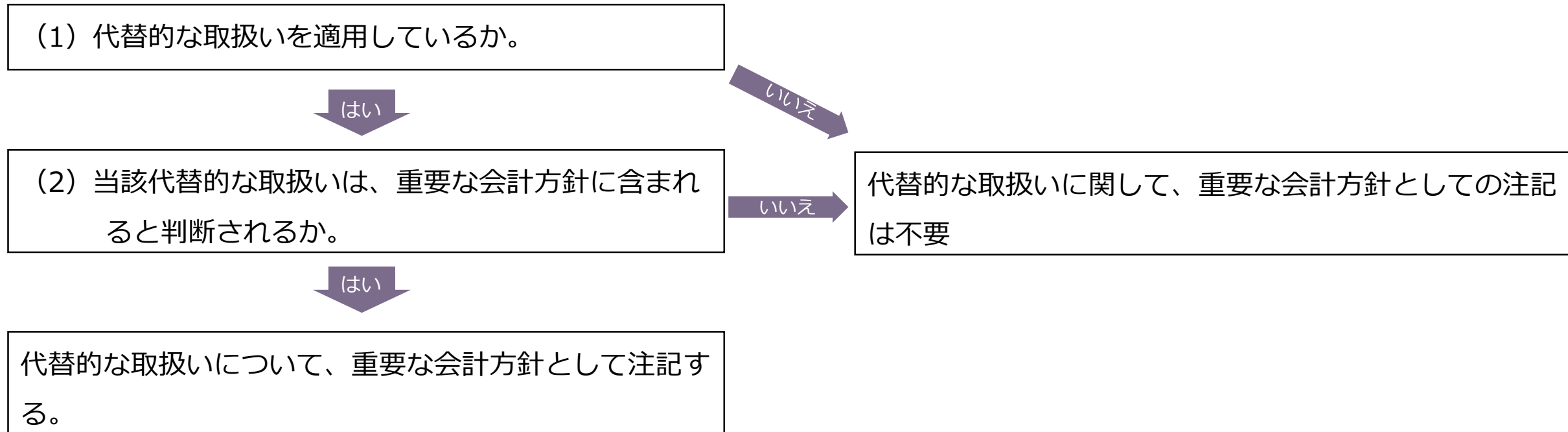
収益認識に関する注記においても、収益を理解するための基礎となる情報として、「履行義務に関する情報（スライド22参照）」
「履行義務の充足時点に関する情報（スライド32参照）」
を記載することとされています。

ただし、重要な会計方針として注記している内容は、収益認識に関する注記として記載しないことができる（会計基準第80-8項）とされています。

4. 重要な会計方針③

2 代替的な取扱いを適用している場合の重要な会計方針としての記載の要否

適用指針に定めている代替的な取扱いについては、代替的な取扱いを適用していることが、重要な会計方針に含まれると判断した場合には、重要な会計方針として注記することになると考えられます。



4. 重要な会計方針④

3 代替的な取扱いを適用している場合の「収益を認識する通常の時点」

重要な会計方針に記載すべき「企業が当該履行義務を充足する通常の時点」と「収益を認識する通常の時点」は通常、同じであるが、代替的な取扱い（例えば、適用指針第98項 出荷基準等の取扱い）を適用する場合には両者が異なる場合があると考えられる。両者が異なる場合、重要な会計方針として「収益を認識する通常の時点」を注記します（会計基準第163項）。

(例) 適用指針第98項を適用し、出荷時に収益を認識している場合

(会計基準第39項及び第40項に基づく、履行義務を充足する通常の時点は納入時点とする。)

重要な会計方針
・企業の主要な事業における主な履行義務の内容

・企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)

	原則的な処理を行っている場合	適用指針第98項を適用し、出荷時点で収益を認識している場合
重要な会計方針に記載すべき企業が当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)	履行義務を充足する通常の時点である納入時点	収益を認識する通常の時点である出荷時点

4. 重要な会計方針⑤

4 契約コストの定めに従った処理を適用している場合

IFRS又は米国会計基準を連結財務諸表に適用している企業が、当該企業の個別財務諸表において、契約コストの定めに従った処理をしている場合、契約コストの定めを適用していることが重要な会計方針であると判断される場合は、重要な会計方針として注記することになると考えられる。また、これらの企業においてIFRS第15号及びSubtopic340-40の注記事項が、収益認識に関する注記における開示目的を達成するために必要な情報であると判断される場合には、IFRS第15号及びSubtopic340-40の契約コストに関する注記の定めを参考にして、必要な注記を行うことになると考えられる（会計基準第109-2項）。

5. 収益認識に関する注記① (Q&A5)

収益認識に関する注記の開示目的※を達成するため、収益認識に関する注記として、次の項目を注記します。

- (1) 収益の分解情報
- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
 - ① 契約及び履行義務に関する情報
 - ② 取引価格の算定に関する情報
 - ③ 履行義務への配分額の算定に関する情報
 - ④ 履行義務の充足時点に関する情報
 - ⑤ 本会計基準の適用における重要な判断
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
 - ① 契約資産及び契約負債の残高等
 - ② 残存履行義務に配分した取引価格

※収益認識に関する注記の開示目的

顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示すること（会計基準第80-4項）。

左記の項目のうち、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができるとされています（会計基準第80-5項ただし書）。また、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められるか否かの判断は、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮する必要があり、その際、定量的な要因のみで判断した場合に重要性がないとは言えない場合であっても、開示目的に照らして重要性に乏しいと判断される場合もあると考えられるとされています（会計基準第168項）。

5. 収益認識に関する注記②

- 収益認識に関する注記の記載に当たっての留意事項
 - ・収益認識に関する注記を記載するにあたり、どの注記事項にどの程度の重点を置くべきか、また、どの程度詳細に記載するのかを開示目的に照らして判断することとされており、重要性に乏しい詳細な情報を大量に記載したり、特徴が大きく異なる項目を合算したりすることにより有用な情報が不明瞭とならないように、注記は集約又は分解する（会計基準第80-6項）。
 - ・収益認識に関する注記を記載するにあたり、本会計基準において示す注記事項の区分に従って注記事項を記載する必要はない（会計基準第80-7項）。
 - ・重要な会計方針として注記している内容は、収益認識に関する注記として記載しないことができる（会計基準第80-8項）。
 - ・収益認識に関する注記として記載する内容について、財務諸表における他の注記事項に含めて記載している場合には、当該他の注記事項を参照することができる（会計基準第80-9項）。

5. 収益認識に関する注記③

金融庁から、令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた留意すべき事項の一つとして、IFRS第15号に関する事項の改善事項と改善の方向性が示されており、我が国の「収益認識に関する会計基準」の適用準備中の会社にも参考になると考えられるとされています。

「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（金融庁）

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210408.html>

令和3年度の有価証券報告書レビューでも、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」※が重点テーマ審査項目の一つとされています。

※主に国際指定会計基準を任意的適用する会社が対象

有価証券報告書レビューとは？

金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容について、深度ある審査を行うため、各財務（支）局及び沖縄総合事務局と連携して、①法令改正関係審査、②重点テーマ審査、③情報等活用審査を柱とした有価証券報告書レビューを実施しています。

① 法令改正関係審査	毎年の法令改正事項について行うもの
② 重点テーマ審査	特定のテーマに着目し、審査対象を抽出した上で、より深度ある審査を行うもの
③ 情報等活用審査	重点テーマに該当しない場合であっても、適時開示や報道、提供された情報等を勘案して行うもの

令和2年度有価証券報告書レビューでは、重点テーマ審査として、国際財務報告基準（IFRS）を任意適用する企業において、顧客との契約から生じる収益に関する開示がIFRS第15号に基づいて適切にされているかについて審査が行われました。

5. 収益認識に関する注記④

全般的な留意事項

個々の開示内容は基準に従った開示と考えられる一方、項目間の関係性を読み取れない事例が見られた。個々の開示要求に対する形式的な対応にとどまらず、関連する開示が全体として開示目的を達成するための十分な情報となっているかを検討することが求められる。

(改善の余地があると考えられる例)

- ・ 履行義務に関する情報の説明と収益の分解に関する情報の区別が異なる。
- ・ 履行義務に関する情報とそれが契約残高に与える影響の関係性が明確ではない。また、どの履行義務と関連する契約残高であるかが明確ではない。

開示の要否の判断

以下のような理由により、基準で求められている開示を省略する事例が見られた。しかし、これらは開示を省略する理由として適切ではないと考えられる。

- ・ 特殊な履行義務ではないため
- ・ 業界慣行に従い処理しているため
- ・ 日本の会計基準による会計処理と差異がないため ※

一貫性のある開示

重要性の判断は開示目的とともに考慮すべきであり、重要性がないとして要求されている開示を省略する際には、その省略によって開示目的に必要な情報の理解も困難になっていないかどうか検討することが求められる。また、重要性が乏しい事項について、開示されている定量的情報等からその旨を読み取ることができない場合は、重要性が乏しいことがわかるように簡潔な説明を加えることも有用と考えられる。

重要性の判断

出典：「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（金融庁）

なお、※のみ協会にて追加

※国際財務報告基準（IFRS）を任意適用する企業を前提とした記載であり、日本基準の検討に当たっては、該当しないと考えられます。

5. 収益認識に関する注記⑤

計算書類

計算書類では、会社法第444条第3項に規定する会社(金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出する大会社)とそれ以外の会社で、注記事項について以下のように規定されています。

注記事項の定め (会社計算規則)	会社法第444条第3項に規定する株式会社	左記以外の 株式会社
重要な会計方針に係る事項に関する注記(会社計算規則第101条第2項)	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容 ② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点 ③ ①及び②のほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの 	
収益認識に関する注記(会社計算規則第115条の2)	<ul style="list-style-type: none"> ① 収益の分解情報 ② 収益を理解するための基礎となる情報 ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 	<ul style="list-style-type: none"> ① 省略可 ② 同左 ③ 省略可
	上記①から③が重要な会計方針により注記すべき事項と同一であるときは、会社計算規則第101条第2項の規定による当該事項の注記を要しない。	同左
	連結計算書類を作成する株式会社は、個別注記表に①収益の分解情報及び③当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報の注記を要しない。	同左
	個別注記表に注記すべき事項(②収益を理解するための基礎となる情報)が連結注記表に注記すべき事項と同一である場合において、個別注記表にその旨を注記する時は、個別注記表における当該事項の注記を要しない。	同左

6. 収益を理解するための基礎となる情報

— 契約及び履行義務に関する情報① (Q&A7)

収益として認識する項目がどのような契約から生じているのかを理解するための基礎となる情報を注記します。この情報には、次の事項が含まれます。

- (1) 履行義務に関する情報
- (2) 重要な支払条件に関する情報

(会計基準第80-13項)

収益基準では、「契約及び履行義務に関する情報」について、契約から生じる企業の義務と権利に着目して、「履行義務に関する情報」と「重要な支払条件に関する情報」とに区分した上で、区分したそれぞれについて記載する内容又は関連して記載する内容が例示されています（会計基準第181項）。

6. 収益を理解するための基礎となる情報

— 契約及び履行義務に関する情報②

①履行義務に関する情報

履行義務に関する情報を注記するに当たっては、履行義務の内容（企業が顧客に移転することを約束した財又はサービスの内容）を記載します（会計基準第80-14項）。企業は、顧客と約束した財又はサービスの内容に基づき契約及び履行義務を識別し、会計処理を決定します。「履行義務の内容」は、顧客との契約における企業の履行義務の理解に資する情報、すなわち、企業が顧客に移転することを約束した財又はサービスの内容並びに収益及びキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性を理解するために必要な基礎となる情報を開示するものです。そのため、「履行義務の内容」は重要な会計方針の注記に記載します（会計基準 第80-2項(1)及び第182項）。契約に下記の（1）から（3）のような内容が含まれており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に重要な影響がある場合には、その情報を記載することが企業の収益及びキャッシュ・フローの理解に有用であると考えられるため、注記するものとして例示されています（会計基準第80-14項会計基準第183項）。

(1) 財又はサービスが他の当事者により顧客に提供されるように手配する履行義務（すなわち、企業が他の当事者の代理人として行動する場合）（適用指針第39項から第47項）

(2) 返品、返金及びその他の類似の義務（会計基準第63項、第64項等）（適用指針第84項から第89項等）

(3) 財又はサービスに対する保証及び関連する義務（適用指針第34項から第38項）

6. 収益を理解するための基礎となる情報

— 契約及び履行義務に関する情報③

②重要な支払条件に関する情報

重要な支払条件に関する情報を注記するに当たっては、例えば、次の内容を記載します（会計基準第80-15項）。

(1) 通常の支払期限	(2) 対価に変動対価が含まれる場合のその内容 (会計基準第50項から第55項)	(3) 変動対価の見積りが会計基準第54項に従って通常制限される場合のその内容	(4) 契約に重要な金融要素が含まれる場合のその内容（会計基準第56項から第58項）
-------------	---	---	--

重要な支払条件に関する情報は、対価に対する企業の権利に関する情報であり、支払条件により、主に収益の金額及び不確実性に重要な影響が生じる契約がある場合に、その契約内容を記載することが考えられます（会計基準第184項）。上記の(2)から(4)のような契約を有しており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に重要な影響がある場合には、重要な支払条件に関する情報を記載することが企業の収益及びキャッシュ・フローの理解に有用であると考えられるため、注記するものとして例示されています（会計基準第185項）。

6. 収益を理解するための基礎となる情報

— 契約及び履行義務に関する情報④

開示イメージ

（「有価証券報告書の作成要領（2021年3月期提出用）」（公益財団法人財務会計基準機構）より抜粋）

①履行義務に関する情報

※本資料作成時点で（2022年3月期提出用）は未公表ですが、公表後は2022年3月期提出用の作成要領をご確認ください。

当社及び連結子会社では、〇〇事業において、（主要な顧客）に対して（商品の内容）を販売している。

当社及び連結子会社では、〇〇事業において、（サービスの内容）を提供している。

（商品の内容）の販売については他の当事者が関与している。その性質は、（判断の理由）であることから、当該他の当事者により商品が提供されるように手配することが当社及び連結子会社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っている
と判断している。

6. 収益を理解するための基礎となる情報

— 契約及び履行義務に関する情報⑤

- ・ 契約に返品、返金及びその他の類似の義務が含まれる場合の履行義務に関する情報

(商品の内容)の販売契約において、当社及び連結子会社は返品に応じる義務を負っており、顧客から(予想される返品程度)の返品が発生することが想定される。商品が返品された場合、当社及び連結子会社は当該商品の対価を返金する義務がある。

- ・ 契約に財又はサービスに対する保証及び関連する義務が含まれる場合の履行義務に関する情報

(商品の内容)の販売契約において、引渡し後(期間)以内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有している。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識している。

6. 収益を理解するための基礎となる情報

— 契約及び履行義務に関する情報⑥

②重要な支払条件に関する情報

- ・履行義務が一時点で充足される場合の通常支払期限

.....(商品の内容).....に関する取引の対価は、商品の引渡し後、概ね.....(期間).....以内に受領している。

- ・履行義務が一定の期間にわたり充足される場合の通常支払期限

.....(サービスの内容).....に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領している。

- ・重要な支払条件に関して、対価が変動する可能性のある契約を有する場合の変動対価の内容

.....(商品の内容).....の販売契約については、.....(条件の内容).....を条件としたリベートを付して販売していることから、変動対価が含まれる。

6. 収益を理解するための基礎となる情報

— 契約及び履行義務に関する情報⑦

- 重要な支払条件に関して、変動対価の見積りの制限に関する収益認識会計基準の定めが適用される契約を有する場合の変動対価の見積りの制限の内容

（商品の内容）の販売は、（見積りが制限される理由）のため、変動対価の額の見積りには著しい不確実性があり、見積りが制限されている。

- 重要な支払条件に関して、重要な金融要素が含まれる契約を有する場合の重要な金融要素の内容

（商品の内容）の販売契約については、割賦販売を行っており、当該契約に基づく債権の回収は、商品の引渡し後、概ね（期間）の割賦払い期間にわたる。このうち、（商品の種類）については、顧客と約束した対価の額と当該商品の現金販売価格との差額に重要性があり、また、当該商品を顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点との間の予想される期間の長さが概ね（期間）と長期にわたり、関連する市場金利が相当程度高く金融要素に対する影響が大きいと考えられることから、重要な金融要素を含んでいると判断している。

6. 収益を理解するための基礎となる情報

— 契約及び履行義務に関する情報⑧

令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた履行義務に関する留意事項

【改善の余地がある事項】

履行義務の充足時期の説明が、基準の表現の転記等の抽象的な内容にとどまっており、企業特有の収益の認識態様が具体的に説明されていない。

【改善の方向性】

- 主要な履行義務に関する充足時期につき、企業特有の内容を反映して具体的に説明する。
- 特に、サービスの提供や一定の期間にわたり充足する履行義務はさまざまな種類の契約が存在すると考えられるため、詳細に説明する。

【改善の余地のあると考えられる開示例】(実際の例をもとに加工して作成)

当社は多様な事業を行っており、契約に基づく履行義務の性質に応じて、一時点又は一定の期間にわたり収益を計上しております。

会社のどの収益が一時点で計上され、どの収益が一定期間にわたり計上されるのか、具体的に把握することが出来ない。

出典：「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（金融庁）

6. 収益を理解するための基礎となる情報

— 契約及び履行義務に関する情報⑨

令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた履行義務に関する留意事項

【改善の余地がある事項】

履行義務に関して、重大な支払条件（通常の支払期限、契約に重大な金融要素があるかどうか、対価の金額に変動性があるかどうか、等）が説明されていない。

【改善の方向性】

- 通常の支払期限について、会社が一般的であると認識している情報であっても、財務諸表利用者が当該情報を読み取ることが出来るように具体的に説明する。
- 重大な金融要素や対価の金額の変動性について、重要性がないと判断した場合や該当事項がないと判断した場合でも、その旨を簡潔に開示する。 ※

【好事例】(株)コロワイド 2020年3月期

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

通常の支払期限について具体的に説明。また、重大な金融要素がないことを明示。

出典：「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（金融庁）

なお、※のみ協会にて追加

※重要性の判断については、全般的な留意事項（スライド20参照）も併せてご確認ください。

6. 収益を理解するための基礎となる情報

— 契約及び履行義務に関する情報⑩

令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた履行義務に関する留意事項

【改善の余地がある事項】

主要な履行義務の内容に関して、抽象的な説明にとどまっており、企業固有の取引内容や履行義務が具体的に説明されていない。

代理人取引が存在することは示されているが、どの履行義務において代理人として取引しているかが説明されていない。

【改善の方向性】

- 主要な履行義務につき、企業が移転を約束した財やサービスの内容を企業固有の内容で具体的に説明する。
- 特に、サービスについては履行義務の充足時期についての説明を補足するため、より具体的な説明をする。
- 説明の詳細さについては他の注記（収益の分解等）の内容を考慮して決定する。

- どの履行義務において、企業が代理人として行動しているかを明確に説明する。

契約に基づいたサービスの具体的な内容が読み取れない。また、サービスの履行義務が果たされた時点とはどの時点であるかが明確ではない。

【改善の余地のあると考えられる開示例】(実際の例をもとに加工して作成)

当社グループは顧客に対して、契約に基づいてサービスを提供する義務を負っております。サービス提供についてはサービスの履行義務を充足した時点で収益を計上しております。

出典：「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（金融庁）

7. 収益を理解するための基礎となる情報

— 履行義務の充足時点に関する情報① (Q&A10)

契約及び履行義務に関する情報（スライド22参照）で提供した情報を踏まえ、企業が履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）をどのように判断し、どのように会計処理しているのかに関する情報を注記します。

（会計基準第80-18項、第190項）

履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）の判断及び当該時点における会計処理の方法を理解できるようにするための情報としては、次の事項を注記します（会計基準第80-18項）。

- ①履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）（会計基準第35項から第45項）
- ②一定の期間にわたり充足される履行義務について、収益を認識するために使用した方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠（会計基準第38項、第41項から第45項）
- ③一時点で充足される履行義務について、約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点を評価する際に行った重要な判断（会計基準第39項、第40項）

7. 収益を理解するための基礎となる情報

— 履行義務の充足時点に関する情報②

①の「履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）」は重要な会計方針として注記します（会計基準第80-2項(2)、第190項）。「履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）」には、例えば、商品又は製品の出荷時、引渡し時、サービスの提供に応じて、あるいはサービスの完了時が挙げられます。これには、請求済未出荷契約において履行義務がいつ充足されるのかも含まれます（適用指針第106-6項）。

開示イメージ

（「有価証券報告書の作成要領（2021年3月期提出用）」（公益財団法人財務会計基準機構）より抜粋）

- ・履行義務が一時点で充足される場合の履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）及び約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点を評価する際に行った重要な判断

（商品の内容）の販売については、（条件の内容）により、顧客に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、（時期）で収益を認識している。

7. 収益を理解するための基礎となる情報

— 履行義務の充足時点に関する情報③

②の一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識するために使用した方法を注記するに当たっては、例えば、使用したアウトプット法（適用指針第17項から第19項）又はインプット法（適用指針第20項から第22項）の記述及び当該方法をどのように適用しているのかについて記載します（適用指針第106-7項）。

開示イメージ

（「有価証券報告書の作成要領（2021年3月期提出用）」（公益財団法人財務会計基準機構）より抜粋）

・ 履行義務が一定の期間にわたり充足される場合の履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）並びに収益認識の方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠

「（サービスの内容）」の提供は、「（判断した理由）」により、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。

当該サービスの提供は、「（判断した理由）」により、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断した。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っている。進捗度を合理的に見積もることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識している。

7. 収益を理解するための基礎となる情報

— 履行義務の充足時点に関する情報④

- ・ 履行義務が一定の期間にわたり充足される場合の履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）並びに収益認識の方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠

（サービスの内容）の提供は、（判断した理由）により、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識している。

当該サービスの提供は、（判断した理由）により、発生した原価を基礎としたインプットに基づき、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができると判断した。

進捗度の測定は、契約ごとに、期末日までに発生した原価が、見積り総原価に占める割合に基づいて行っている。進捗度を合理的に見積もることができない契約については、発生した原価のうち回収することが見込まれる部分と同額を収益として認識している。

7. 収益を理解するための基礎となる情報

— 履行義務の充足時点に関する情報⑤

令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた履行義務の充足時期の決定に関する留意事項

【改善の余地がある事項】

- 一定の期間にわたり充足する履行義務について、収益を認識するために使用した方法やその使用した方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由に関する説明がされていない。
- 一時点で充足される履行義務について、顧客が財又はサービスに対する支配をいつ獲得するのかを評価する際に行った重要な判断に関する説明がされていない。

【改善の方向性】

- 第119項(a)※1で要求されている事項（企業が履行義務を充足する通常の時点）の開示のみでは、財務諸表利用者は、履行義務の充足の時期を決定する際に用いた判断まで読み取ることができないため、第124項(a)及び(b)※2並びに第125項※3で要求されている判断に関する事項について、具体的に説明する。
- 履行義務の充足の時期を決定する際に用いた判断について理解が深まるように、第119項(a)※1及び(c)※4において要求されている履行義務に関する事項の開示を充実する。

出典：「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（金融庁）

なお、※1～※4のみ協会にて追加

- ※1 収益基準では、会計基準第80-2項（2）及び第80-18項（1）の定めが該当します。すなわち、履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）を注記します。
- ※2 収益基準では、会計基準第80-18項（2）の定めが該当します。すなわち、一定の期間にわたり充足される履行義務について、収益を認識するために使用した方法及び当該方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる根拠を注記します。
- ※3 収益基準では、会計基準第80-18項（3）の定めが該当します。すなわち、一時点で充足される履行義務について、約束した財又はサービスに対する支配を顧客が獲得した時点进行评估する際に行った重要な判断を注記します。
- ※4 収益基準では、会計基準第80-2項（1）及び第80-14項の定めが該当します。すなわち、履行義務の内容（企業が顧客に移転することを約束した財又はサービスの内容）を注記します。

7. 収益を理解するための基礎となる情報

— 履行義務の充足時点に関する情報⑥

令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた履行義務の充足時期の決定に関する留意事項（続き）

【好事例】LINE(株)(現Aホールディングス(株)) 2019年12月期:アウトプット法(経過期間に基づき進捗度を測定する方法)を使用している事例

当社グループが提供するスタンプに係るサービスは待機サービスに類似しており、顧客(スタンプの購入者であるユーザー)に対する履行義務は、ユーザーがいつでもスタンプを利用可能にすることであると判断しております。そのため、当社がスタンプを利用可能にするというサービスを提供するにつれて、ユーザーはサービスの便益を同時に受け取って消費することから、当社の履行義務は一定の期間にわたり充足されるものと判断しております。この期間は過去の利用実績から2018年度は90日、2019年度は約100日と見積りしております。また、ユーザーは、均等に利用可能とするサービスにより便益を受けると判断しているため、当社グループは売上収益を定額法で見積利用期間にわたり認識しております。

見積利用期間にわたり定額法で収益を認識している理由を具体的に説明。履行義務の内容や利用期間の見積方法等を詳細に記載し、当該理由の説明を補足。

同社にとって履行義務をどのように捉えているかを具体的に説明し、収益を認識するために使用した方法も詳細に説明。

【好事例】アウトソーシング(株) 2019年12月期:アウトプット法の実務上の便法を使用している事例

派遣のビジネスモデルにおいては、履行義務は契約期間にわたり労働者を供給することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、人材派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。

8. 収益の分解情報① (Q&A6)

収益の分解情報に関する注記

当期に認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記します。

(会計基準第80-10項)

収益認識に関する注記における開示目的（スライド17参照）を達成するため、収益認識に関する注記として、収益の分解情報を注記します。

(会計基準第80-5項 (1))

収益認識に関する注記を記載するに当たっては、財務諸表利用者の理解が困難となるような体系で収益認識に関する注記が記載されることは想定されず、収益認識に関する注記の開示目的に照らして、企業の収益及びキャッシュ・フローを理解するために適切であると考えられる方法で注記を記載することが考えられます。

例えば、収益の分解情報の区分に関連付けて、履行義務に関する情報等の必要な項目を記載することが考えられます（会計基準第170項）。

8. 収益の分解情報②

セグメント情報との関係

セグメント情報等会計基準を適用している場合、収益の分解情報と、セグメント情報等会計基準に従って各報告セグメントについて開示する売上高との間の関係を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を注記します（会計基準第80-11項）。

セグメント情報等会計基準に基づいて開示される売上高に関する情報が、会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合や、セグメント情報等の注記に含めて収益の分解情報を示している場合には、セグメント情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられます（会計基準第172項、適用指針第191項）。

その場合には、収益認識に関する注記を記載するにあたり、当該他の注記を参照することで、収益の分解情報の記載に代えることができると考えられます（会計基準第80-9項、第173項）。

8. 収益の分解情報③

売上高に顧客との契約から生じる収益以外の収益が含まれている場合

収益の分解情報を注記する場合の収益は、具体的には、「顧客との契約から生じる収益のうち、会計基準第3項で本会計基準の会計処理の適用対象とする契約から生じる収益の分解情報」です。

したがって、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引や企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引に係る収益は含まれません（スライド4参照）。

8. 収益の分解情報④

収益の分解情報に関する注記の開示区分の例

収益の分解情報は、単一の区分により開示される場合もあれば、複数の区分により開示される場合（例えば、製品別の収益の分解と地域別の収益の分解）もあると考えられます（会計基準第178項、適用指針第106-3項）。

収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮します（適用指針第106-4項）。

- ①財務諸表外で開示している情報（例えば、決算発表資料、年次報告書、投資家向けの説明資料）
- ②最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報
- ③他の情報のうち、上記①及び②で識別された情報に類似し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分の意思決定又は業績評価を行うために使用する情報

例えば、財務諸表外で開示している情報や業績評価を行うために定期的に検討している情報において収益を分解している場合には、その区分が財務諸表利用者により有用であり、会計基準第80-10項（スライド38参照）に示す収益を分解する区分に適うものである可能性があるため、これらの情報において収益をどのように分解しているのかを考慮します（適用指針第190項）。

8. 収益の分解情報⑤

収益を分解するための区分の例として次のものが挙げられます（適用指針第106-5項）。

- ①財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）
- ②地理的区分（例えば、国又は地域）
- ③市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）
- ④契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）
- ⑤契約期間（例えば、短期契約と長期契約）
- ⑥財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）
- ⑦販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）

なお、この例示は多くの様々な企業、業種及び契約に適用できる例として示しているものであるため、チェックリスト又は網羅的なリストとして利用されることを意図していません（適用指針第190項）。

8. 収益の分解情報⑥

令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた履行義務に関する留意事項

【改善の余地がある事項】

収益の分解情報と収益の分解情報以外の情報（特に履行義務の内容）との関係について、十分に理解出来るような説明がない。

分解した収益とセグメント情報の関係について十分な説明がない。

顧客との契約から認識した収益と収益のその他の源泉が区分されていない。
(重要性がないと判断して区分していない。)

【改善の方向性】

○ 履行義務に関する説明との関係性が明確になるように収益を分解する。また、必要に応じ、複数の種類の区分を使用することを検討する。
○ セグメント情報をもって収益の分解情報を開示する場合には、セグメント別収益の開示がIFRS第15号第114項※で定めている要求事項を満たすものか確認する。

分解した収益の開示と、各報告セグメントについて開示される収益情報（IFRS第8号「事業セグメント」を適用している場合）との間の関係を理解できるようにするための十分な情報を開示する。

その他の源泉から生じた収益の額を区分して開示する。その他の源泉から生じた収益の額に重要性がない場合でも、その旨を示す開示又は当該収益の額を開示する。

出典：「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（金融庁）

なお、※のみ協会にて追加

※収益基準では、会計基準第80-10項の定めが該当します。すなわち、当期に認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記します。

8. 収益の分解情報⑦

令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた履行義務の充足時期の決定に関する留意事項（続き）

【好事例】 ジェイ エフ イー ホールディングス(株) 2020年3月期

3. 重要な会計方針 (15) 収益

鉄鋼事業における鉄鋼製品等の販売については、主として製品を出荷した時点で、顧客に製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

エンジニアリング事業における工事契約等については、主として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は、主として、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち一定期間経過後に受領しております。一部の取引の対価については、重大な金融要素を含んでおります。一定の期間にわたり充足する履行義務については、収益を認識するために、原価に基づくインプット法を使用しております。原価に基づくインプット法は、財またはサービスに対する支配を顧客に移転する際の当社グループの履行を描写しないインプットの影響を除外しており、コストが進捗度に比例して発生しない状況では、発生したコストに限定して収益を認識するようにインプット法を調整することで、当社グループの履行を忠実に描写しております。

商社事業における鉄鋼製品等の販売については、主として製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、商社事業における一部の取引については、代理人業務を担う義務を負っております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

27. 売上収益 (1) 売上収益の分解

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	(単位: 百万円)				
	鉄鋼事業	エンジニアリング事業	商社事業	セグメント間売上収益の消去	合計
地域別					
日本	1,780,582	473,539	504,159	△231,157	2,527,123
その他	900,767	38,756	579,977	△316,908	1,202,594
合計	2,681,350	512,295	1,084,137	△548,065	3,729,717
財またはサービスの移転時期					
一時点	2,456,287	4,205	1,084,075	△521,463	3,023,105
一定の期間	225,062	508,090	62	△26,602	706,612
合計	2,681,350	512,295	1,084,137	△548,065	3,729,717

地域別、財またはサービスの移転時期別に分解した情報と各報告セグメントの収益情報(鉄鋼事業、エンジニアリング事業、商社事業)との関係を理解できるように記載。

履行義務に関する情報の説明において、収益の分解情報との関連(セグメント、財またはサービスの移転時期)が理解できるように記載。

出典：「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（金融庁）

9. 収益を理解するための基礎となる情報

— 取引価格の算定に関する情報① (Q&A8)

収益を理解するための基礎となる情報（取引価格の算定に関する情報）に関する注記

契約及び履行義務に関する情報（スライド22参照）で提供した情報を踏まえ、取引価格をどのように算定したかを理解するために役立つ情報として、取引価格を算定する際に用いた見積方法、インプット及び仮定に関する情報を注記します。

（会計基準第80-16項、第186項）

取引価格を算定する際に用いた見積方法、インプット及び仮定に関する情報としては、例えば、次の内容を記載します（会計基準第80-16項）。

- ①変動対価の算定（会計基準第50項から第55項）
- ②変動対価の見積りが会計基準第54項に従って制限される場合のその評価
- ③契約に重要な金融要素が含まれる場合の対価の額に含まれる金利相当分の調整（会計基準第56項から第58項）
- ④現金以外の対価の算定（会計基準第59項から第62項）
- ⑤返品、返金及びその他の類似の義務の算定（会計基準第63項、第64項等及び適用指針第84項から第89項等）

企業が変動対価が含まれる契約を有しており、かつ、当該契約により、収益の金額及び不確実性等に重要な影響が生じる場合には、当該契約における取引価格の見積りに当たって用いた方法、インプット及び仮定に関する情報を開示することが、企業の収益及びキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性の理解に有用であると考えられます（会計基準第187項）。

9. 収益を理解するための基礎となる情報

— 取引価格の算定に関する情報②

開示イメージ

（「有価証券報告書の作成要領（2021年3月期提出用）」（公益財団法人財務会計基準機構）より抜粋）

※本資料作成時点で（2022年3月期提出用）は未公表ですが、公表後は2022年3月期提出用の作成要領をご確認ください。

・ 契約に財又はサービスが他の当事者により顧客に提供されるように手配する履行義務が含まれる場合（企業が他の当事者の代理人として行動する場合）の取引価格の算定方法

代理人として取引を行っている（商品の内容）に関する取引については、取引価格を、顧客から受け取る対価の額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額により算定している。

・ 重要な支払条件として、対価が変動する可能性のある契約を有する場合の取引価格の算定方法

（商品の内容）の販売について、リベートを付して販売する場合、取引価格は、契約において顧客と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定している。

（商品の内容）の販売に関するリベートの見積額は、（判断の理由）であることから、リベートの見積額を確率で加重平均した金額（期待値）による方法を用いて算定している。

9. 収益を理解するための基礎となる情報

— 取引価格の算定に関する情報③

・重要な支払条件に関して、変動対価の見積りの制限に関する収益認識会計基準の定めが適用される契約を有する場合の取引価格の算定方法

(商品の内容)の販売に関する変動対価の額については、当該変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、取引価格に含めている。

・重要な支払条件に関して、重要な金融要素が含まれる契約を有する場合の取引価格の算定方法

重要な金融要素を含むと判断している(商品の種類)の割賦販売については、契約における取引日(引渡し日)において顧客との間で独立した金融取引を行う場合に適用されると見積られる割引率を用いて、当該製品の販売価格より金利相当額の影響を排除する方法により、重要な金融要素を調整し取引価格を算定している。当該割引率は(算定方法)により算定している。この調整に関する金利相当額については、商品の引渡し日から最終決済日までの割賦払い期間にわたって認識している。

なお、(範囲)に対する割賦販売に関する一部の債権の割賦払い期間は1年以内と短期であることから、重要な金融要素の調整は行っていない。

・契約に返品、返金及びその他の類似の義務が含まれる場合の取引価格の算定方法

(商品の内容)の返品については、返品に伴う予想返金額が(不確実性の程度とその判断の理由)であることから、発生し得ると考えられる予想返金額を確率で加重平均した金額(期待値)による方法を用いて算定し、収益より控除する方法を用いて取引価格を算定している。この結果、返品に係る負債を認識し、重要な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ収益を認識している。

10. 収益を理解するための基礎となる情報

— 履行義務への配分額の算定に関する情報① (Q&A9)

収益を理解するための基礎となる情報（履行義務への配分額の算定に関する情報）に関する注記

契約及び履行義務に関する情報（スライド22参照）で提供した情報を踏まえ、取引価格の履行義務への配分額の算定の理解に役立つ情報として、取引価格を履行義務に配分する際に用いた見積方法、インプット及び仮定に関する情報を注記します。

（会計基準第80-17項、第188項）

取引価格を履行義務に配分する際に用いた見積方法、インプット及び仮定に関する情報としては、例えば、次の内容を記載します（会計基準第80-17項）。

- ① 約束した財又はサービスの独立販売価格の見積り（会計基準第65項から第69項）
- ② 契約の特定の部分に値引きや変動対価の配分を行っている場合の取引価格の配分（会計基準第70項から第73項）

企業が複数の履行義務により構成される契約を有しており、履行義務への取引価格の配分に関連して、収益の金額、時期及び不確実性に重要な影響が生じるような契約がある場合には、その取引価格の配分に用いた方法、インプット及び仮定に関する情報を開示することが考えられます（会計基準第189項）。

10. 収益を理解するための基礎となる情報

— 履行義務への配分額の算定に関する情報②

開示イメージ

（「有価証券報告書の作成要領（2021年3月期提出用）」（公益財団法人財務会計基準機構）より抜粋）

※本資料作成時点で（2022年3月期提出用）は未公表ですが、公表後は2022年3月期提出用の作成要領をご確認ください。

- ・財又はサービスの独立販売価格が直接観察可能な場合の取引価格の履行義務への配分額の算定方法

（商品の種類①）と（商品の種類②）は、通常、それぞれを独立して販売しているが、これらの商品についてはセット販売も行っている。取引価格は、販売価格を独立販売価格の比率に基づき配分して算定している。

- ・財又はサービスの独立販売価格が直接観察できない場合の取引価格の履行義務への配分額の算定方法

（商品の種類①）と（商品の種類②）は、通常、セットで販売している。これらの商品は独立して販売していないため、（見積りの方法）により独立販売価格の見積りを行っている。取引価格は、販売価格を当該独立販売価格の比率に基づいて、それぞれの商品に配分して算定している。

11. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 契約資産及び契約負債の残高等① (Q&A11)

当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報（契約資産及び契約負債の残高等）に関する注記

履行義務の充足とキャッシュ・フローの関係を理解できるよう、以下の定量的又は定性的な情報について注記を行うこととなります。

- (1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高（区分して表示していない場合）
（会計基準第79項なお書き）
- (2) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額
- (3) 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容
- (4) 履行義務の充足の時期（会計基準第80-18項（1））が通常を支払時期（会計基準第80-13項（2））にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当期に認識した収益（例えば、取引価格の変動）がある場合には、当該金額を注記します。

（会計基準第80-20項）

11. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 契約資産及び契約負債の残高等②

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高

契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権は、適切な科目をもって貸借対照表に表示しますが（スライド6参照）、契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記します。

また、契約負債を貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記します（会計基準第79項）。

(2) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

期首時点における契約負債残高のうち、当期に認識した収益の金額がある場合、当該金額を注記します。

11. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 契約資産及び契約負債の残高等③

(3) 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

契約資産及び契約負債の期首から期末への合計額の調整を表形式で注記することは求められていません（会計基準第192項）。

ただし、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合には、その内容について注記が必要になります。契約資産及び契約負債の残高の変動の例として、次のものが挙げられています（適用指針第106-8項）。

①企業結合による変動

②進捗度の見積りの変更、取引価格の見積りの見直し（取引価格に含まれる変動対価の額が制限されるのかどうかの評価の変更を含む。）又は契約変更等による収益に対する累積的な影響に基づく修正のうち、対応する契約資産又は契約負債に影響を与えるもの

③対価に対する権利が無条件となるまでの通常の間の変化

④履行義務が充足されるまでの通常の間の変化

IFRS第15号では、当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動の注記には、定性的情報と定量的情報を含めなければならないとされています。

一方、収益基準では、例えば、契約資産及び契約負債の残高の重要な変動が一つの要因で発生している場合に、金額的な影響額を開示しなくても、当該要因が重要な変動の主要因であることを開示することにより、財務諸表利用者には有用な情報が開示される場合もあると考えられるため、当該注記には必ずしも定量的情報を含める必要はないとされています（適用指針第106-8項、第192項）。

11. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 契約資産及び契約負債の残高等④

- (4) 履行義務の充足の時期が通常支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

履行義務の充足の時期（会計基準第80-18項（1））が通常支払時期（会計基準第80-13項（2））にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明を注記します（会計基準第80-20項（4））

- (5) 過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当期に認識した収益がある場合の金額

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当期に認識した収益（例えば、取引価格の変動）がある場合には、当該金額を注記することになります（会計基準第80-20項また書き）。

当該注記に関して、原価回収基準（会計基準第45項）により処理を行ったことに伴い発生する影響や、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合には、当該契約の初期段階に収益を認識せず、当該進捗度を合理的に見積ることができる時から収益を認識する代替的な取扱い（適用指針第99項）を適用したことにより発生する影響も、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当期に認識した収益であることに違いはないため、注記が求められる金額に当該影響を含めることになると考えられます（適用指針第192項）。

11. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 契約資産及び契約負債の残高等⑤

開示イメージ

（「有価証券報告書の作成要領（2021年3月期提出用）」（公益財団法人財務会計基準機構）より抜粋）

※本資料作成時点で（2022年3月期提出用）は未公表ですが、公表後は2022年3月期提出用の作成要領をご確認ください。

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高（貸借対照表に区分して表示していない場合）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	XXX百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	XXX "
契約資産(期首残高)	XXX "
契約資産(期末残高)	XXX "
契約負債(期首残高)	XXX "
契約負債(期末残高)	XXX "

(2) 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、XXX百万円である。

11. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 契約資産及び契約負債の残高等⑥

(3) 当期中の契約資産及び契約負債の残高の重要な変動がある場合のその内容

当連結会計年度において、契約資産がXXX百万円増加した主な理由は、(主な増加要因)による増加及び(主な減少要因)による減少であり、これによりそれぞれ、XX百万円増加し、XX百万円減少した。また、当連結会計年度において、契約負債がXXX百万円減少した主な理由は、(主な増加要因)による増加及び(主な減少要因)による減少であり、これによりそれぞれ、XXX百万円増加し、XXX百万円減少した。

(4) 履行義務の充足の時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響の説明

契約資産は、(主な顧客)との(サービスの内容)契約について期末日時点で完了しているが未請求の(履行義務の内容)に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものである。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられる。当該(サービスの内容)に関する対価は、(条件の内容)に従い、(請求の時期)に請求し、(回収の時期)に受領している。契約負債は、主に、(履行義務の充足の時期)に収益を認識する(主な顧客)との(サービスの内容)契約について、(支払条件)に基づき顧客から受け取った(期間)分の前受金に関するものである。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩される。

(5) 過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から当期に認識した収益

過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益(例えば、取引価格の変動)の額はXXX百万円である。

12. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 残存履行義務に配分した取引価格① (Q&A12)

当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報（残存履行義務に配分した取引価格）に関する注記

既存の契約から翌期以降に認識することが見込まれる収益の金額及び時期について理解できるよう、残存履行義務に関して次の事項を注記します。

- (1) 当期末時点で未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の総額
- (2) (1) に従って注記した金額を、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのか、次のいずれかの方法により注記します。
 - ① 残存履行義務の残存期間に最も適した期間による定量的情報を使用した方法
 - ② 定性的情報を使用した方法

(会計基準第80-21項)

残存履行義務の注記の有用性

残存履行義務の注記は、企業の既存の契約から認識すると見込んでいる収益の金額と時期に関する情報を開示するものであり、企業の将来の収益を予測する上で有用な情報を開示するものです（会計基準第194項）。

12. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

— 残存履行義務に配分した取引価格②

残存履行義務の注記に含めていないものがある場合の注記

顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれない変動対価の額等、取引価格に含まれず、結果として残存履行義務の注記に含めていないものがある場合には、その旨を注記します（会計基準第80-23項）。

実務上の便法（会計基準第80-22項）を適用した場合の注記については、スライド61参照。

残存履行義務の注記に含めるか否かを判断する単位

残存履行義務の注記は、長期の契約を有している事業を有する企業を評価するに当たって重要な情報です。しかし、企業は複数の事業を営んでいる場合があり、事業により日常的に長期の契約を締結している場合もあれば、そうでない場合もあります。

したがって、開示目的に照らして残存履行義務の注記に含めるか否かを決定するに当たっては、収益の分解情報を区分する単位（分解区分）ごと（複数の分解区分を用いている場合には分解区分の組み合わせ）又はセグメントごとに判断することも考えられます。

なお、特定の分解区分（特定の分解区分の組み合わせ）又は特定のセグメントに関する残存履行義務についてのみ残存履行義務の注記に含めることとした場合には、残存履行義務の注記に含めた分解区分等を注記することが考えられます（会計基準第205項）。

12. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 残存履行義務に配分した取引価格③

開示イメージ

(日付を除き「有価証券報告書の作成要領(2021年3月期提出用)」(公益財団法人財務会計基準機構)より一部抜粋)

※本資料作成時点で(2022年3月期提出用)は未公表ですが、公表後は2022年3月期提出用の作成要領をご確認ください。

- ・収益の認識が見込まれる期間について、表形式により定量的に記載する場合
(当初に予想される契約期間が1年以内の契約に対する実務上の便法は使用していない。)

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりである。
(単位:百万円)

	当連結会計年度
1年以内	XXX
1年超2年以内	XXX
2年超3年以内	XXX
3年超	XXX
合計	XXX

- ・収益の認識が見込まれる期間について、定性的に記載する場合
(当初に予想される契約期間が1年以内の契約に対する実務上の便法は使用していない。)

未充足(又は部分的に未充足)の履行義務は、2022年3月31日時点でXXX百万円である。当該履行義務は、××事業における(製品の内容)の製造及び販売に関するものであり、期末日後1年以内に約70%、残り約30%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでいる。

12. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 残存履行義務に配分した取引価格④

令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた履行義務に関する留意事項

【改善の余地がある事項】

残存履行義務に配分した取引価格に関して、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかについて、最長と考えられる期間のみ説明している。

【改善の方向性】

残存履行義務に配分した取引価格に関して、企業がいつ収益として認識すると見込んでいるのかについて、定性的情報を使用した方法で説明する場合であっても、財務諸表利用者の将来予測に資する十分な詳細さで情報を提供する。

【好事例】 (株)日立製作所 2020年3月期

当社及び子会社において、長期に亘り収益が認識される契約を有するセグメントは、主にITセグメント、エネルギーセグメント、インダストリーセグメント及びモビリティセグメントです。ITセグメントの残高のうち約9割は3年以内に、約1割は3年超5年以内に履行される見込みです。

既存の契約において残存履行義務から認識することとなる収益の金額及び予想される時期に関する趨勢をセグメントごとに定性的に説明。

出典：「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（金融庁）

13. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 残存履行義務に配分した取引価格(実務上の便法)① (Q&A13)

当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報（残存履行義務に配分した取引価格（実務上の便法））に関する注記

次のいずれかの条件に該当する場合には、残存履行義務の注記に含めないことができる。

- (1) 履行義務が、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部である。
- (2) 履行義務の充足から生じる収益を適用指針第19項（注1）に従って認識している。
- (3) 次のいずれかの条件を満たす変動対価である。
 - ① 売上高又は使用量に基づくロイヤルティ
 - ② 会計基準第72項の要件（注2）に従って、完全に未充足の履行義務（あるいは一連の別個の財又はサービスにおいて識別された単一の履行義務に含まれる1つの別個の財又はサービスのうち、完全に未充足の財又はサービス）に配分される変動対価

(会計基準第80-22項)

(注1) 提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している場合には、請求する権利を有している金額で収益を認識することができる（適用指針第19項）。

(注2) (1)変動性のある支払の条件が、当該履行義務を充足するための活動や当該別個の財又はサービスを移転するための活動（あるいは当該履行義務の充足による特定の結果又は当該別個の財又はサービスの移転による特定の結果）に個別に関連していること

(2)契約における履行義務及び支払条件のすべてを考慮した場合、変動対価の額のすべてを当該履行義務あるいは当該別個の財又はサービスに配分することが、企業が権利を得ると見込む対価の額を描写すること

(会計基準第72項)

13. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 残存履行義務に配分した取引価格(実務上の便法)②

実務上の便法を適用する場合の注記内容

残存履行義務の注記に含めていないものがある場合には、次の事項を注記します（会計基準第80-24項）。

- ・ 会計基準第80-22項のいずれの条件（スライド60（1）から（3）参照）に該当しているか
- ・ 残存履行義務の注記に含めていない履行義務の内容

加えて、会計基準第80-22項(3)のいずれかの条件（スライド60（3）①及び②参照）に該当するため、残存履行義務の注記に含めていないものがある場合には、次の事項を注記する。

- ・ 残存する契約期間
- ・ 残存履行義務の注記に含めていない変動対価の概要
（例えば、変動対価の内容及びその変動性がどのように解消されるのか）

注記に含めないことができる場合を定めた背景

残存履行義務の注記について、IFRS第15号においても実務上の負担があることは認識されており、一定の実務上の便法を設けた上で、当該注記を要求しているものです。さらに、国際的な会計基準に基づく財務諸表における残存履行義務の注記の実務において、企業は、開示目的に照らして企業の事業及び契約内容に即した注記の内容及びその記載方法を決定しています。

会計基準においても、一定の実務上の便法を認めること、また、企業が開示目的に照らして企業の事業及び契約内容に即した注記の内容及びその記載方法を決定することになることを考慮すると、すべての事業及び契約に対して一律に注記を求めることに比して、残存履行義務の注記にかかる負担は一定程度軽減されると考えられています（会計基準第194項）。

13. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 残存履行義務に配分した取引価格(実務上の便法)③

開示イメージ

(1) 及び (3) は「有価証券報告書の作成要領(2021年3月期提出用)」(公益財団法人財務会計基準機構)より一部抜粋)

※本資料作成時点で(2022年3月期提出用)は未公表ですが、公表後は2022年3月期提出用の作成要領をご確認ください。

(1) 履行義務が、当初に予想される契約期間が1年以内の契約の一部であるときに注記の対象としない場合

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めていない。

(2) 履行義務の充足から生じる収益を適用指針第19項に従って認識しているときに注記の対象としない場合
(前提条件) 提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約の場合

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、提供したサービスの時間に基づき固定額を請求できる契約については、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有していることから、収益認識に関する会計基準の適用指針第19項に従って、請求する権利を有している金額で収益を認識しているため、注記の対象に含めていない。

(3) 売上高又は使用量に基づくロイヤルティについて注記の対象としない場合

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、知的財産のライセンス契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤルティについては、注記の対象に含めていない。なお、当該ロイヤルティのうち、ほとんどすべてが3年以内に収益として認識されると見込んでいる。

13. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報 — 残存履行義務に配分した取引価格(実務上の便法)④

令和2年度有価証券報告書レビューの審査結果を踏まえた履行義務に関する留意事項

【改善の余地がある事項】

残存履行義務に配分した取引価格に関する開示に関して、第121項※1の実務上の便法を適用しているかどうか、及び顧客との契約からの対価の中に取引価格に含まれていないものがあるのかが説明されていない。

【改善の方向性】

残存履行義務に配分した取引価格に関する開示に関して要求されている開示項目は、重要性がない、もしくは該当事項がない場合にもその旨を簡潔に開示する。
※2

【好事例】 ユニカミノルタ株 2020年3月期

当社グループは実務上の便法を適用し、当初の予想期間が1年以内及び従量料金に基づく残存履行義務に関する情報は記載しておりません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

実務上の便法の適用の有無、及び顧客との契約からの対価の中に取引価格に含まれていないものの有無を明示。

出典：「令和2年度 有価証券報告書レビューの審査結果及び審査結果を踏まえた留意すべき事項」（金融庁）

なお、※1及び※2のみ協会にて追加

※1 収益基準では、会計基準第80-22項(1)及び(2)の定めが該当します。また、この他に実務上の便法として会計基準第80-22項(3)も該当します。

※2 重要性の判断については、全般的な留意事項（スライド20参照）も併せてご確認ください。